

自然再生基本方針見直し(案) のポイント

令和6年8月

自然再生基本方針見直し(案)のポイント(概要)

「自然再生基本方針」とは

- 「自然再生基本方針」は、自然再生推進法(平成14年法律第148号)第7条に基づき、自然再生に関する施策を総合的に推進するために政府が策定する基本方針です。
- おおむね5年ごとに見直しを行うこととされており、平成15年の策定以降、これまで3回の見直しが行われています(平成20年、26年、令和元年)。
- 前回見直し(令和元年)より今年で5年が経過することから、国際的な潮流や国内の動向、自然再生事業の実施状況等を踏まえ、本年度中の見直しの閣議決定を目指しています。

見直しに向けたこれまでの作業の流れ

<情報整理>

- 国際的な潮流や国内の動向に関する情報



<聞き取り>

- 自然再生協議会(事前アンケート含む)、自然再生活動団体、環境NGO等の団体、日本学術会議との意見交換会
- 令和5年度第1回自然再生専門家会議



基本方針見直し(案)作成

基本方針見直し(案)のポイント

1. 「劣化した生態系の再生」への対応
2. 国際的な潮流や国内の動向を踏まえた内容の強化・更新
3. 30by30・OECM(自然共生サイト)と自然再生事業の考え方の整理
4. 自然再生事業の実施における課題等を踏まえた対応



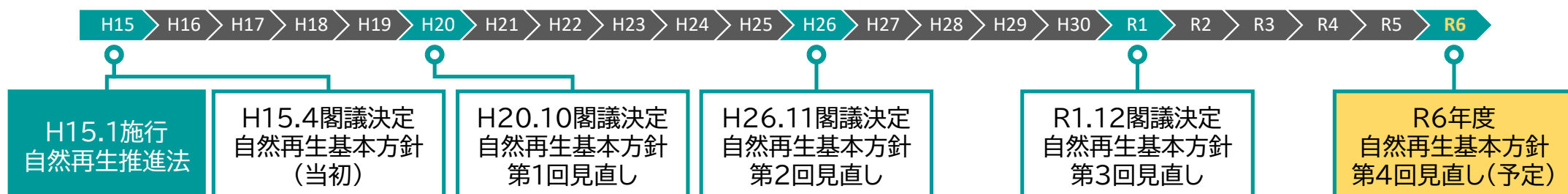
本日は、基本方針見直し(案)に対してご意見をいただきたい

目次

1. 自然再生基本方針見直しの経緯とスケジュール
2. 見直し(案)のポイント

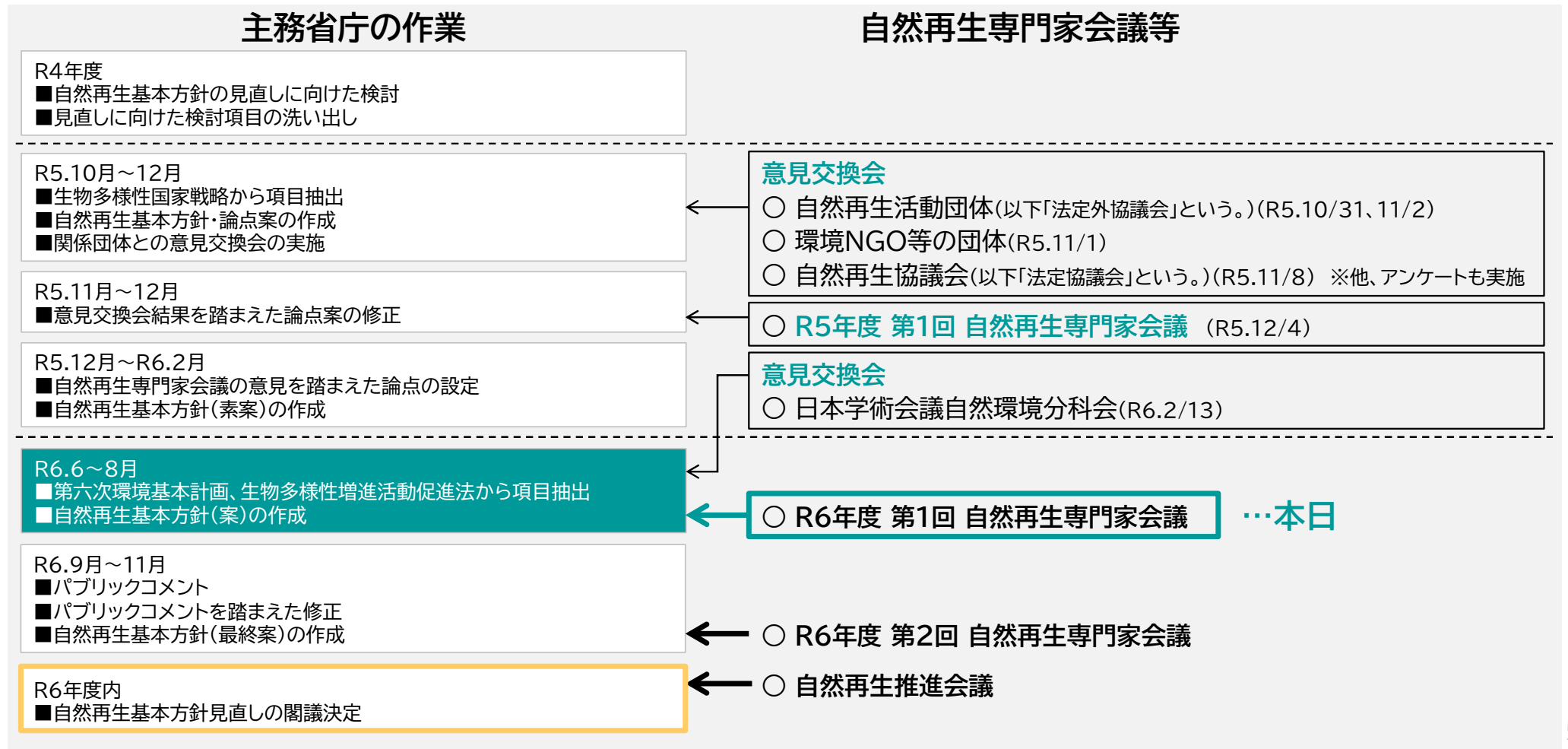
1. 自然再生基本方針見直しの 経緯とスケジュール

自然再生基本方針見直しの経緯



- 自然再生基本方針(以下「基本方針」という。)は、自然再生事業の進捗状況等を踏まえ、おおむね5年ごとに見直しを行うものとされる。(自然再生推進法(以下「推進法」という。) 第七条第6項)
 - これまで、国際的な潮流や国内の動向、進捗状況等を踏まえ、見直しが行われてきた。
- 現行の基本方針は、令和元年度に閣議決定した「第3回見直し」である。
- 前回見直し(令和元年)より5年が経過することから、本年度中に第4回見直しの閣議決定を目指している。

基本方針の見直しに向けたスケジュール(予定)



閣議決定までの本年度のスケジュール(予定)

	R6. 8月	9月	10月	11月	12月	R7. 1月	2月	3月
第1回 自然再生専門家会議	●	8月28日(水) …本日						
パブリックコメント		結果とりまとめ・手続き等 →			パブリックコメント(約1か月)			
自然再生協議会全国会議				◆	基本方針見直し(案)を紹介 11月15日(金)			
第2回 自然再生専門家会議				●	11月22日(金)			
事前協議(全省庁)					→			
法定協議(三省庁)						→		
自然再生推進会議(三省庁)							●	
閣議決定							●	

2. 見直し(案)のポイント

自然再生を取り巻くこの5年間の国内外の動き

時期	主な国内の動き
令和2年 12月	昆明・モンリオール生物多様性枠組 採択(CBD COP15)
令和3年 5月	みどりの食料システム戦略 策定
令和5年 3月	農林水産省生物多様性戦略 改定
// 3月	生物多様性国家戦略2023-2030 閣議決定
// 5月	気候変動適応計画(一部変更) 閣議決定
// 9月	グリーンインフラ推進戦略2023 策定
令和6年 4月	地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(生物多様性増進活動促進法) 公布
// 5月	第六次環境基本計画 閣議決定

関係者への聞き取り

- 意見交換会の実施
法定協議会、法定外協議会、環境NGO等の団体、日本学術会議自然環境分科会
- 令和5年度第1回自然再生専門家会議の開催



- 資金不足、人材不足、合意形成が困難
- 再生可能エネルギー施設の開発に関する問題
- 自然と文化のつながりの重要性
- 自然再生事業の完了に対する検討の必要性 等

見直し(案)のポイント

1. 「劣化した生態系の再生」への対応
2. 国際的な潮流や国内の動向を踏まえた内容の強化・更新
3. 30by30・OECM(自然共生サイト)と自然再生事業の考え方の整理
4. 自然再生事業等の実施における課題等を踏まえた対応

※ 令和5年度第1回自然再生専門家会議における論点(案)②「30by30・OECM(自然共生サイト)等との連携」と論点(案)⑤「『小さな自然再生』への取り組み方」については、ポイント3に統合

その他：基本方針外における対応

意見交換会等にいただいた意見(課題等)の一部については、運用の改善など、基本方針外として対応していく方針

見直し(案)の方針

見直し(案)のポイント		見直し(案)の方針
ポイント1	「劣化した生態系の再生」への対応	① 自然再生事業の役割の追記
		② アンダーユース問題に関する追記
		③ 災害発生後の対応及び長期的な影響の追記
ポイント2	国際的な潮流や国内の動向を踏まえた内容の強化・更新	① 法令、計画の変更等に基づく内容の強化・更新
		② ネイチャーポジティブや生物多様性地域戦略との連携等に関する追記
		③ 気候変動に関する情報の更新・修正
		④ 自然の有する機能・価値に関する追記
ポイント3	30by30・OECM(自然共生サイト)と自然再生事業の考え方の整理	① 生物多様性増進活動促進法等を踏まえた追記
		② 小さな自然再生に関する記載箇所・内容の変更
ポイント4	自然再生事業の実施における課題等を踏まえた対応	① 再生可能エネルギー施設の開発に関する追記
		② 人材・資金不足に対する支援に関する追記
		③ 近年の実施状況等を踏まえた新しい形の自然環境学習等に関する追記
		④ 国・地方公共団体等による自然再生協議会へのサポートに関する追記
		⑤ 自然再生事業の完了に対する検討の必要性の追記

見直し(案)の方針

見直し(案)のポイント		見直し(案)の方針
ポイント1	「劣化した生態系の再生」への対応	① 自然再生事業の役割の追記
		② アンダーユース問題に関する追記
		③ 災害発生後の対応及び長期的な影響の追記
ポイント2	国際的な潮流や国内の動向を踏まえた内容の強化・更新	① 法令、計画の変更等に基づく内容の強化・更新
		② ネイチャーポジティブや生物多様性地域戦略との連携等に関する追記
		③ 気候変動に関する情報の更新・修正
		④ 自然の有する機能・価値に関する追記
ポイント3	30by30・OECM(自然共生サイト)と自然再生事業の考え方の整理	① 生物多様性増進活動促進法等を踏まえた追記
		② 小さな自然再生に関する記載箇所・内容の変更
ポイント4	自然再生事業の実施における課題等を踏まえた対応	① 再生可能エネルギー施設の開発に関する追記
		② 人材・資金不足に対する支援に関する追記
		③ 近年の実施状況等を踏まえた新しい形の自然環境学習等に関する追記
		④ 国・地方公共団体等による自然再生協議会へのサポートに関する追記
		⑤ 自然再生事業の完了に対する検討の必要性の追記

ポイント1

劣化した生態系の再生への対応

見直し(案)の方針	見直しの理由	見直しの概要 ※	参考資料1 見直し(案)における該当ページ
① 自然再生事業の役割の追記	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性国家戦略2023-2030の行動目標1-2「劣化した生態系の再生」の進捗を確認する指標の1つに、推進法における取組箇所面積も設定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然再生事業が劣化した生態系の再生に寄与することは既に記載されている。 更新 行動目標1-2に貢献していることを追記する。 	P4
② アンダーユース問題 の追記	<ul style="list-style-type: none"> 国内ではオーバーユースだけでなく、里地里山等においてはアンダーユースも問題となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 補強 野生鳥獣の生息域の拡大や生息数の増加に伴う問題について追記する。 補強 自然の観点だけでなく、歴史・文化的視点も踏まえ、追記する。 	P3、11、 26、27
③ 災害発生後の対応及び長期的な影響 の追記	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生後は、人口の急激な減少に伴い、アンダーユース問題が加速し、文化が急速に失われる危機が起きる。 東日本大震災から10年以上が経過し、動物の行動圏等、長期的な変化も確認されている。一方で、湿地が再生された事例もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 補強 東日本大震災以降の災害も踏まえ、自然の回復力を最大限生かした災害後の自然再生における留意点を追記する。 	P25

※ **補強**：現行の内容に対する情報の補強、**更新**：国内外の動向等を踏まえた情報の更新

ポイント1

②アンダーユース問題に関する追記

見直しの具体的イメージ

参考資料1 P11

1 自然再生の推進に関する基本的方向

(3) 自然再生の基本的方向

キ **歴史文化的な価値の創造**自然再生の役割

自然と文化の繋がりから、
歴史・文化的視点を整理

(凡例) 下線部：改定部分
青字：判読性や可読性の向上のための文言等の変更、
現行からの内容の移動
赤字：文言の追加・変更・削除

見直し案	現行
<p>キ 歴史文化的な価値の創造 ← 内容を踏まえタイトルを変更</p> <p>わが国が有する文化は、(中略)情緒豊かな心を育む源となるものです。 <u>このように、自然再生の取組は、生物多様性の保全に貢献するだけでなく自然と人とのつながりを再生することで、文化の多様性を豊かにすることにも貢献するものです。</u></p> <p>また、自然再生の取組は、(中略)国民への提供に努めることが重要です。</p> <p><u>人が自然との関わりの歴史や文化の中で得た知見や技術的ノウハウを、自然再生の取組に生かしていくことも重要です。例えば、わが国では、森林管理により生じる木材間伐材や粗朶などの地域の自然資源を用いたり、人力を十分に活用した作業を行うなど伝統的な手法を行ってきました。このような手法のうち自然と調和したきめ細かで丁寧な手法について、地域における経験と実績に基づく知見の把握や伝承に努めるとともに、特に、地域によっては、火入れや池さらいなどの実施が自然のかく乱の代替として生物多様性の維持に必須であるなど、その有効性を確認しつつ、自然再生の手法として用いていくことも必要です。</u></p> <p>→ 野生鳥獣の生息域の拡大や生息数の増加に伴う問題については、1「(1)わが国の自然環境を取り巻く状況」に追記</p>	<p>キ 自然再生の役割</p> <p>わが国が有する文化は、(中略)情緒豊かな心を育む源となるものです。</p> <p>また、自然再生の取組は、(中略)国民への提供に努めることが重要です。</p> <p>現行の「1(2)ウ」から移動</p> <p>現行の1(3)「キ 自然再生の役割」の内容は、見直し案の1(3)「キ 歴史文化的な価値の創造」に記載</p>

見直しの具体的イメージ

参考資料1 P24～25

5 その他自然再生の推進に関する重要事項

(2) 自然再生の推進に関する重要事項

オ 東日本大震災等の自然災害の経験を踏まえた自然再生による国土強靱化

東日本大震災や熊本地震、能登半島地震のほか、近年頻発する大雨等による等の自然災害の発生により、豊かな恵みをもたらす自然は、時として大きな脅威となって災害をもたらすものであり、私たちはそうした両面性を持つ自然と共に生きていることを、改めて意識させられました。私たち日本人は、自然と対立するのではなく、自然に対する畏敬の念を持ち、自然に順応し自然と共生する知恵や自然観を培ってきたことを踏まえ、自然の回復力を見極めながら、自然再生の取組を進めることが重要です。

災害を追記

自然の回復力
を追記

災害の発生により、貴重な動植物の生息・生育環境も壊滅的な被害を受ける一方で、新たに湿地が出現したり、自然の力で回復したりすることもあります。自然再生事業の実施に当たっては、地震や津波の影響を受けた干潟や藻場等の生態系について、生き残った動植物個体や植物の栄養体、埋土種子などが生態系の回復に大きく貢献するといった自然の回復力を評価できるよう、動植物だけでなく、土壌や水環境などについてもモニタリングを実施し、その回復状況や地域の復興状況・意向を踏まえて、自然再生の手法や体制を検討していくことが重要です。その際には、被災地における人口減少に伴う動物の行動圏の変化などの長期的な影響にも着目することも重要です。

長期的な
視点を追記

また、自然と文化は密接な関わりを持つため、東日本大震災等の自然災害からの復興に当たっては、地域の暮らしを支える自然環境や森・里・川・海をつながりなどの重要性を多くの人に理解してもらうための取組や、自然環境の再生を通して、地域の土地利用や産業構造、社会資本の将来の在り方を見据えつつ、文化や生業の復興とともに、森・里・川・海をつながりを再生していくことが必要です。(後略)

文化等の
復興を追記

見直し(案)の方針

見直し(案)のポイント		見直し(案)の方針
ポイント1	「劣化した生態系の再生」への対応	① 自然再生事業の役割の追記
		② アンダーユース問題に関する追記
		③ 災害発生後の対応及び長期的な影響の追記
ポイント2	国際的な潮流や国内の動向を踏まえた内容の強化・更新	① 法令、計画の変更等に基づく内容の強化・更新
		② ネイチャーポジティブや生物多様性地域戦略との連携等に関する追記
		③ 気候変動に関する情報の更新・修正
		④ 自然の有する機能・価値に関する追記
ポイント3	30by30・OECM(自然共生サイト)と自然再生事業の考え方の整理	① 生物多様性増進活動促進法等を踏まえた追記
		② 小さな自然再生に関する記載箇所・内容の変更
ポイント4	自然再生事業の実施における課題等を踏まえた対応	① 再生可能エネルギー施設の開発に関する追記
		② 人材・資金不足に対する支援に関する追記
		③ 近年の実施状況等を踏まえた新しい形の自然環境学習等に関する追記
		④ 国・地方公共団体等による自然再生協議会へのサポートに関する追記
		⑤ 自然再生事業の完了に対する検討の必要性の追記

ポイント2

国際的な潮流や国内の動向を踏まえた内容の強化・更新

見直し(案)の方針	見直しの理由	見直しの概要	参考資料1 見直し(案)における該当ページ
① 法令、計画の変更等に基づく内容の強化・更新	<ul style="list-style-type: none"> 法令や計画等が記載されているが、前回の見直し以降、新しく策定・改定されたものがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 更新 生物多様性国家戦略2023-2030、気候変動適応計画、第六次環境基本計画、みどりの食料システム戦略等、に基づく内容を追記する。 	P4、 21、22、 24
② ネイチャーポジティブや生物多様性地域戦略との連携等に関する追記	<ul style="list-style-type: none"> 2030年までの短期目標である「ネイチャーポジティブ」の実現に、自然再生事業が貢献する。 生物多様性国家戦略にも自然再生事業は貢献するが、協議会にとって、国家戦略に取組を関連させていくことはハードルが高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 更新 ネイチャーポジティブに貢献することを追記する。 補強 生物多様性地域戦略に貢献することを追記する。 補強 生息域外保全について現状を踏まえ追記する。 	P4、15、 26、27
③ 気候変動に関する情報の更新・修正	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性国家戦略2023-2030では、自然を活用した解決策(NbS)に注目しており、気候変動の緩和・適応策に生態系の保護・保全・再生が果たす役割の重要性が指摘されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 更新 「低炭素社会」の表記を、「脱炭素社会」に修正する。 補強 気候変動の将来予測も含めた実現可能性が高く、より望ましい生態系の創出の観点を追記する。 補強 気候変動対策と生物多様性保全の関連性について追記する。 	P6、9、 23、24、 25
④ 自然の有する機能・価値に関する追記	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性国家戦略2023-2030等において、自然環境が持つ役割として、生物多様性保全だけでなく、気候変動適応、NbSやグリーンインフラ、人の健康等の様々な社会課題の解決への活用が注目されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 補強 人の健康や社会課題等に貢献することを追記する。 補強 国土強靱化の観点から、グリーンインフラについて追記する。 	P3、25

※ **補強**：現行の内容に対する情報の補強、**更新**：国内外の動向等を踏まえた情報の更新

④自然の有する機能・価値に関する追記

見直しの具体的イメージ

参考資料1 P25

5 その他自然再生の推進に関する重要事項

(2) 自然再生の推進に関する重要事項

オ 東日本大震災等の自然災害の経験を踏まえた自然再生による国土強靱化

(前略)

またさらに、自然生態系は、津波などの災害が発生した際に、地域を災害から守り、被害を軽減・緩衝する効果を有していることから、います。今後、気候変動による気象災害の激甚化や頻発化、異常な高温、海面上昇等の影響の拡大が予測されていることなどの科学的知見も踏まえ、国土強靱化の観点から、国は、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を評価し、積極的に保全・再生することで、グリーンインフラや「生態系を活用した防災・減災(Eco-DRREco-DRR)」を推進しています。このような自然生態系が有する防災・減災機能を活用した取組を踏まえて自然再生に取り組んでいくことが重要です。国は生態系を活用した防災・減災の発揮に向けた実例やその効果などの情報を収集し、幅広く情報提供に努めていくことが重要です。

国土強靱化の
観点を追記グリーンイン
フラを追記見える化
に向けた追記

➡ 人の健康や気候変動適応については、1「(1)わが国の自然環境を取り巻く状況」に追記

見直し(案)の方針

見直し(案)のポイント		見直し(案)の方針
ポイント1 「劣化した生態系の再生」への対応		① 自然再生事業の役割の追記
		② アンダーユース問題に関する追記
		③ 災害発生後の対応及び長期的な影響の追記
ポイント2 国際的な潮流や国内の動向を踏まえた内容の強化・更新		① 法令、計画の変更等に基づく内容の強化・更新
		② ネイチャーポジティブや生物多様性地域戦略との連携等に関する追記
		③ 気候変動に関する情報の更新・修正
		④ 自然の有する機能・価値に関する追記
ポイント3 30by30・OECM(自然共生サイト)と自然再生事業の考え方の整理		① 生物多様性増進活動促進法等を踏まえた追記
		② 小さな自然再生に関する記載箇所・内容の変更
ポイント4 自然再生事業の実施における課題等を踏まえた対応		① 再生可能エネルギー施設の開発に関する追記
		② 人材・資金不足に対する支援に関する追記
		③ 近年の実施状況等を踏まえた新しい形の自然環境学習等に関する追記
		④ 国・地方公共団体等による自然再生協議会へのサポートに関する追記
		⑤ 自然再生事業の完了に対する検討の必要性の追記

ポイント3 30by30・OECM(自然共生サイト)と自然再生事業の考え方の整理

見直し(案)の方針	見直しの理由	見直しの概要	参考資料1 見直し(案)における該当ページ
① 生物多様性増進活動促進法等を踏まえた追記	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性増進活動促進法が公布され、企業等が行う生物の多様性の増進のための活動が促進されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 追加 生物多様性増進活動促進法について、自然再生事業(小さな自然再生を含む)との関連性を踏まえつつ、追記する。 	P4、12
② 小さな自然再生に関する記載箇所・内容の変更	<ul style="list-style-type: none"> 「小さな自然再生」は、基本方針の最後(5(2)ケ)に記載されているが、「むしろ全面に出してはどうか」「エンカレッジの方向で書き込むとよい」といった意見があった。 1(2)クにも、小さな自然再生に関連するような記述もみられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 補強 「小さな自然再生」に関して、<u>記載箇所を変更のうえ、昨今の潮流も踏まえ、内容を追記する。</u> 	P12

※ **補強**：現行の内容に対する情報の補強、**追加**：新しい視点の追加

ポイント3

①生物多様性増進活動促進法等を踏まえた追記 ②小さな自然再生に関する記載箇所・内容の変更

見直しの具体的イメージ

「小さな自然再生」に関する記述を
「5(2)ケ 小さな自然再生の推進」から
「1(3)ク」に移動し、増進法を追記

参考資料1 P12

1 自然再生の推進に関する基本的方向

(3) 自然再生の基本的方向

ク 小さな自然再生その他の自然再生の実施に必要な事項

見直し案	現行
<p>ク <u>小さな自然再生</u> 地域の民間団体や地域住民などの参加・協働という形をより一層活発化させていくため、<u>法に基づく協議会による自然再生事業だけでなく、民間団体などが民有地も含めて活動を展開していくことを地域全体で支えていくことが重要です。地域の民間団体や地域住民などが主体となり身近な自然を再生する「小さな自然再生」は、小規模ですが誰でもはじめることができ、早期の事業実施や効果発現につながることを期待できます。法に基づく協議会による自然再生の取組と併せて全国各地で展開されることにより、広域的な自然環境の保全・再生につながります。</u></p> <p><u>小さな自然再生の実施に当たっては、地方公共団体が定める生物多様性地域戦略で示される地域の自然環境が目指す方向や内容を参考とするとともに地域の遺伝的特性に適合した種を用いることや外来種を持ち込むことのないよう努める必要があるため、必要に応じて国や地方公共団体、地域の自然環境の情報や知識を豊富に有する自然系博物館などと連携することも重要です。</u></p> <p><u>また、令和6年4月に制定された生物多様性増進活動促進法では、企業、民間団体、地域住民、地方公共団体等による生物多様性を回復・創出する活動についても促進の対象としており、必要に応じて小さな自然再生を含む活動計画の認定を受けることで、更なる取組の推進につながると期待できます。</u></p> <p><u>小さな自然再生の取組が発展し、広範囲かつ多様な主体で連携することで効果的な取組となる場合には、協議会の設立を目指すなど、自然再生の取組状況に応じて発展的な取組を検討することも重要です。</u></p> <p>→ 生物多様性増進活動促進法については、1「(1)わが国の自然環境を取り巻く状況」にも追記</p>	<p>ク <u>その他自然再生の実施に必要な事項</u> <u>自然再生に関する施策の実効を期するためには、地域住民等の理解と協力が不可欠であり、自然再生の取組に際しては、地域の協議会での話し合いを通じて合意の形成を図るとともに、自然再生の対象となる区域において一定の権原を持つ土地の所有者等の理解と協力を得ながら進めることが不可欠です。地域の民間団体や地域住民などの参加、協働という形をより一層活発化させていくため、民間団体などが民有地も含めて活動を展開していくことを地域全体で支えていくことが重要です。また、民間団体が主導する自然再生事業は、早期の事業実施や効果発現につながることを期待できるものであるため、国や地方公共団体は、民間団体が主導する自然再生事業が円滑に進むよう必要な情報を提供するとともに、活動の支援に努めることが重要です。</u></p>
<p>← 現行を基に追記・修正</p> <p>現行の「5(2)ケ」から移動</p> <p>「相談」→「連携」に変更</p> <p>増進法を追記</p> <p>現行の「5(2)ケ」から移動 ※一部修正</p>	<p>1(3)「イ」に移動</p>

見直し(案)の方針

見直し(案)のポイント		見直し(案)の方針
ポイント1 「劣化した生態系の再生」への対応		① 自然再生事業の役割の追記
		② アンダーユース問題に関する追記
		③ 災害発生後の対応及び長期的な影響の追記
ポイント2 国際的な潮流や国内の動向を踏まえた内容の強化・更新		① 法令、計画の変更等に基づく内容の強化・更新
		② ネイチャーポジティブや生物多様性地域戦略との連携等に関する追記
		③ 気候変動に関する情報の更新・修正
		④ 自然の有する機能・価値に関する追記
ポイント3 30by30・OECM(自然共生サイト)と自然再生事業の考え方の整理		① 生物多様性増進活動促進法等を踏まえた追記
		② 小さな自然再生に関する記載箇所・内容の変更
ポイント4 自然再生事業の実施における課題等を踏まえた対応		① 再生可能エネルギー施設の開発に関する追記
		② 人材・資金不足に対する支援に関する追記
		③ 近年の実施状況等を踏まえた新しい形の自然環境学習等に関する追記
		④ 国・地方公共団体等による自然再生協議会へのサポートに関する追記
		⑤ 自然再生事業の完了に対する検討の必要性の追記

ポイント4

自然再生事業の実施における課題等を踏まえた対応 1/2

見直し(案)の方針	見直しの理由	見直しの概要 ※	参考資料1 見直し(案)における該当ページ
① 再生可能エネルギー施設の開発に関する追記	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動の緩和・適応策として、再生可能エネルギーの導入が推進されている一方で、開発の場所や規模によっては、自然や生活環境が著しく損なわれている。 現在、一部の自然再生事業地においても、影響が考えられる地域における開発が、問題として挙げられている。 	<ul style="list-style-type: none"> 追加 再生可能エネルギーの導入が促進されている現状を踏まえ、自然再生事業における考え方等を追記する。 	P24
② 人材・資金不足に対する支援に関する追記	<ul style="list-style-type: none"> 法定協議会や法定外協議会では、人材・資金不足が活動における課題となっている。 自然再生事業は、地域づくりの側面もあるが、農業関係者のみによる維持管理や、活動者・事務局の世代交代が困難となっており、農林水産業だけでなく多様な分野の人材との連携や、新たな雇用の促進が必要とされている。 	<ul style="list-style-type: none"> 更新 国内外の動きとして、ビジネスにおける生物多様性への関心の高まりが見られる。企業の関心の高まりと、資金・人材不足の改善を支援する一つ的手段として、企業との連携を追記する。 	P10、13、22、23
③ 近年の実施状況等を踏まえた新しい形の自然環境学習等に関する追記	<ul style="list-style-type: none"> 法定協議会では、様々な工夫により、自然環境学習が検討・実施されている。 自然環境学習プログラム作成時には、実施のための環境整備の重要性についても意見があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 補強 法定協議会の現状や意見を踏まえ、自然環境学習における留意事項等を追記する。 	P18、19

※ **補強**：現行の内容に対する情報の補強、**更新**：国内外の動向等を踏まえた情報の更新、**追加**：新しい視点の追加

ポイント4

自然再生事業の実施における課題等を踏まえた対応 2/2

見直し(案)の方針	見直しの理由	見直しの概要 ※	参考資料1 見直し(案)における該当ページ
④ 国・地方公共団体等による自然再生協議会へのサポートに関する追記	<ul style="list-style-type: none"> 「ボトムアップによる自然再生だけでは、取り組みやすいところからの再生になる可能性がある。国土や地域スケールで大事な場所の再生をトップダウンで進めることも重要」との意見があった。 推進法は、地域主導のボトムアップ型による取組を推進しており、推進法内でトップダウン型の取組を推進することは難しい。 一方で、国等の出先機関や地方公共団体が事務局を担う法定協議会も存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> 更新 地域主導の取組を支援する一つの方法として、<u>国・地方公共団体等が必要に応じて事務局を担うことを追記する。</u> 	P21
⑤ 自然再生事業の完了に対する検討の必要性の追記	<ul style="list-style-type: none"> 推進法が制定されてから20年が経過した。 予定していた事業が完了し、モニタリングのみを行う法定協議会もあり、完了の考え方(判断基準)について、意見があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 更新 自然再生事業完了後のモニタリング方法や期間について、協議会において協議すること、<u>全体構想及び実施計画の見直しの際に完了についても検討すること</u>を追記。 	P16、17

- ✓ その他、記載内容を踏まえたよりわかりやすいタイトルへの変更や文言の言い回しの変更、行間の調整など、判読性や可読性の向上のための変更を行う。

※ **更新**：国内外の動向等を踏まえた情報の更新

見直しの具体的イメージ

参考資料1 P24

- 5 その他自然再生の推進に関する重要事項
 - (2) 自然再生の推進に関する重要事項
 - Ⅰ 気候変動対策の取組

気候変動は、生物多様性の損失をもたらす主要な要因の一つであり、気温上昇による生息地の縮小や劣化、気候変動に脆弱な種の衰退などを引き起こしています。このため、生態系の保全・再生を通じた気候変動緩和策及び適応策に貢献する取組の強化とともに、生物多様性に配慮した再生可能エネルギーの導入を進めることで、生物多様性保全と気候変動対策のシナジー(相乗効果)を高めつつ、トレードオフを回避していくに対応するためには、地球規模での温室効果ガスの大幅削減を目指すとともに、気候変動への適応に取り組む必要があります。

(中略)

また、適応策の更なる充実・強化を図るため、平成30年6月には「気候変動適応法に基づく」が公布され、平成30年11月には「気候変動適応計画」が令和3年10月に閣議決定されました(令和5年5月一部変更)。これに基づき、気候変動による生態系や種の分布等の変化のについて長期にわたる継続的なモニタリングを実施するとともに、気候変動に対する順応性の高い健全な生態系の保全や、必要に応じて劣化した生態系の再生を図るとともに、多面的な機能の発揮が期待される生態系ネットワークの形成や防災・減災等に資する「生態系を活用した適応策」(EbA)」の推進を図っていくことが重要です。自然再生の推進に当たっても、「自然を活用した解決策(NbS)」として、自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラ、生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)、生態系を活用した適応策(EbA)等の考え方に基づき、地域の実情に応じた内容を検討・実施することが重要です。

さらに、風力・太陽光等の再生可能エネルギーの導入に当たり、生物の生息地や保全上重要な地域への悪影響を回避するための調整などが課題となっています。再生可能エネルギーの導入は自然環境と共生するものであることが大前提であり、自然環境の保全・再生に支障をきたす形での導入を防ぎつつ、自然の機能も活かした緩和・適応策も最大限導入し、地域と共生する形での対策の推進が必要です。

気候変動との関係性を追記

NbS等を整理

再生可能エネルギーについて追記

②人材・資金不足に対する支援に関する追記

見直しの具体的イメージ

参考資料1 P22~23

- 5 その他自然再生の推進に関する重要事項
 (2) 自然再生の推進に関する重要事項
 イ 地域の産業及び企業と連携した取組

(前略)これらの地域では、長年にわたる人の営みと自然の相互作用によって特有の生態系や文化が形成されてきたことを踏まえ、農林漁業者をはじめとする地域の知見を尊重し、生物多様性の維持にとって重要な伝統的維持管理の手法を活用しながら自然再生を進めるとともに、自然資源の循環利用や生きものをブランドに活用した農林水産物の販売、エコツアーなど自然資源を生かした観光の促進などにより、地域の産業や社会経済活動と自然再生を関連付け、地域社会の活性化につなげることににより、持続可能な取組としていくことが重要です。また、地域資源を活用した所得と雇用機会を確保し、農山漁村が育む自然の恵みを生かし環境と経済をともに循環・向上させるといった観点も重要です。

またさらに、ビジネスにおける生物多様性への関心が高まっており、企業とや金融機関が連携して自然再生を進めることは重要での意義はより大きなものとなっています。自然再生の実施者にとっては、資材や労力、技術、資金の面で支援を受けることにつながり、企業にとっては、社会貢献活動の効果的な情報発信や社員等への福利厚生に加え、自然関連財務情報開示等を通じた企業価値向上、活動で生じたバイオマス燃料として利用することによる地球温暖化対策への貢献、事業と関連する土地利用を把握することによるリスクマネジメントなど、様々な可能性があります。加えて、金融機関においては、企業の伴走支援を通じてサステナビリティ経営を後押しすることが期待されています。このように、自然再生の実施者と企業の双方、金融機関に利益をもたらし得るため、両者関係者が積極的な情報交換を行い、連携を図ることが重要です。

国際的な
ビジネスの
主流化を踏
まえ、タイト
ルを変更

雇用機会等
を追記

ビジネスに
おける関心
の高まりを
追記

その他、企業等との連携の重要性については、2(1)協議会の組織化「イ」にも追記

目次の変更

見直し案	現行
<p>1 自然再生の推進に関する基本的方向</p> <p>(1)わが国の自然環境を取り巻く状況</p> <p>(2)自然再生の視点</p> <p>(3)自然再生の基本的方向</p> <p>ア 自然再生事業の対象</p> <p>イ 地域の多様な主体の参加と連携</p> <p>ウ 科学的知見に基づく実施</p> <p>エ 順応的な進め方</p> <p>オ 自然再生の継続実施</p> <p>カ 自然再生後の自然環境の扱い</p> <p>キ 歴史文化的な価値の創造</p> <p>ク 小さな自然再生</p> <p>(中略)</p> <p>5 その他自然再生の推進に関する重要事項</p> <p>(1)国・地方公共団体等の役割</p> <p>ア 自然再生推進会議・自然再生専門家会議</p> <p>イ 調査研究の推進</p> <p>ウ 情報の収集と提供</p> <p>エ 普及啓発</p> <p>オ 協議会の支援等</p> <p>(2)自然再生の推進に関する重要事項</p> <p>ア 地域循環共生圏の構築の視点</p> <p>イ 地域の産業及び企業と連携した取組</p> <p>ウ SDGs達成に向けた取組</p> <p>エ 気候変動対策の取組</p> <p>オ 自然災害の経験を踏まえた自然再生による国土強靱化</p> <p>カ 生態系ネットワークの形成</p> <p>キ 自然再生における野生生物への対応</p> <p>ク 全国的、広域的な視点に基づく取組の推進</p>	<p>1 自然再生の推進に関する基本的方向</p> <p>(1)わが国の自然環境を取り巻く状況</p> <p>(2)自然再生の方向性</p> <p>ア 自然再生事業の対象</p> <p>イ 地域の多様な主体の参加と連携</p> <p>ウ 科学的知見に基づく実施</p> <p>エ 順応的な進め方</p> <p>オ 自然再生の継続実施</p> <p>カ 自然再生後の自然環境の扱い</p> <p>キ 自然再生の役割</p> <p>ク その他自然再生の実施に必要な事項</p> <p>(中略)</p> <p>5 その他自然再生の推進に関する重要事項</p> <p>(1)国・地方公共団体等の役割</p> <p>ア 自然再生推進会議・自然再生専門家会議</p> <p>イ 調査研究の推進</p> <p>ウ 情報の収集と提供</p> <p>エ 普及啓発</p> <p>オ 協議会の支援</p> <p>(2)自然再生の推進に関する重要事項</p> <p>ア 地域循環共生圏の構築の取組</p> <p>イ 地域の産業と連携した取組</p> <p>ウ SDGs達成に向けた取組</p> <p>エ 気候変動対策の取組</p> <p>オ 東日本大震災等自然災害の経験を踏まえた自然再生</p> <p>カ 生態系ネットワークの形成</p> <p>キ 自然再生における希少種の保全及び外来種対策</p> <p>ク 全国的、広域的な視点に基づく取組の推進</p> <p>ケ 小さな自然再生の推進</p>

次回見直し時以降への繰り越し検討事項

- 劣化した生態系の再生に関する評価
 - 現在、生態系の劣化や再生の定義及びその再生割合の算出等については、別事業で検討が進められている段階である。
 - また、劣化の考え方や再生の目標は、法定協議会ごとに異なる。
 - 今後、劣化した生態系の再生に関する協議の進捗状況を踏まえ、検討を行う方針とする。